

京都市宝が池公園子どもの楽園条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第104号）（建設局みどり政策推進室）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市宝が池公園子どもの楽園の利用料金の上限額の適正化を図ることとしました。

1 京都市宝が池公園子どもの楽園駐車場の利用料金

区 分	改 正 前	改 正 後
1日1回につき	510円	520円

この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。

京都市宝が池公園子どもの楽園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第104号

京都市宝が池公園子どもの楽園条例の一部を改正する条例

京都市宝が池公園子どもの楽園条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「510円」を「520円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市宝が池公園子どもの楽園条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による駐車場の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(建設局みどり政策推進室)